

新漁業法施行後の漁業を巡る情勢について

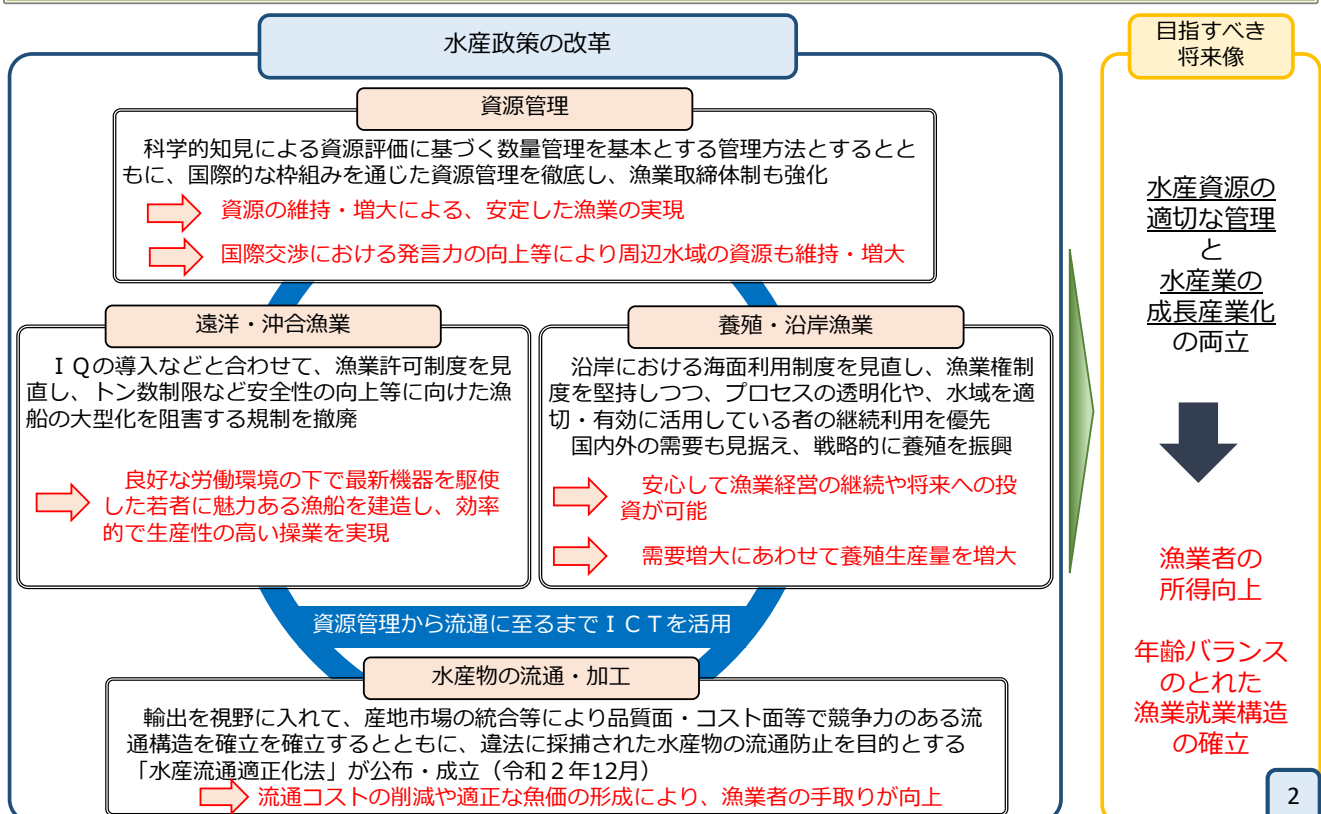
- 1 水産政策の改革
- 2 漁業法の改正
- 3 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ
- 4 不漁問題に関する検討会
- 5 地球環境問題への対応(みどりの食料戦略など)
- 6 漁業における人材確保(「特定技能」など)
- 7 スマート水産業
- 8 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律
- 9 漁業補助金のあり方を議論(WTO閣僚級会合)
- 10 水産基本計画の改定

水産庁 資源管理部長 藤田仁司 20210914

1

1 水産政策の改革

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



2

2 漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

（1）新たな資源管理システムの構築

科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復

【資源管理の基本原則】

- ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。
- ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理）

【漁獲可能量（TAC）の決定】

- ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。

【漁獲割当て（IQ）の設定】

- ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。

（2）漁業許可制度の見直し

競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現

- ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。
- ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。
- ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。

（3）漁業権制度の見直し

水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施

【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】

- ・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。

【漁業権を付与する者の決定】

- ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。

【漁場の適切かつ有効な活用の促進】

- ・漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。

【沿岸漁場管理】

- ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。

（4）漁村の活性化と多面的機能の発揮

国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化するように十分配慮。

（5）その他

- ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。
- ・密漁対策のための罰則を強化。

II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し

販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

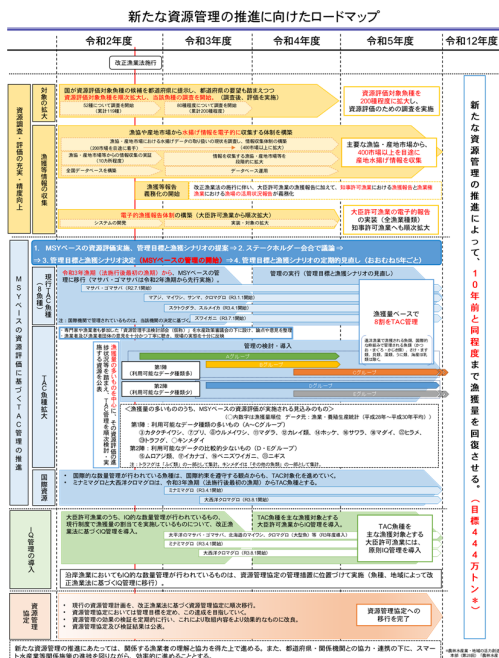
3

3 新たな資源管理の推進に向けたロードマップ

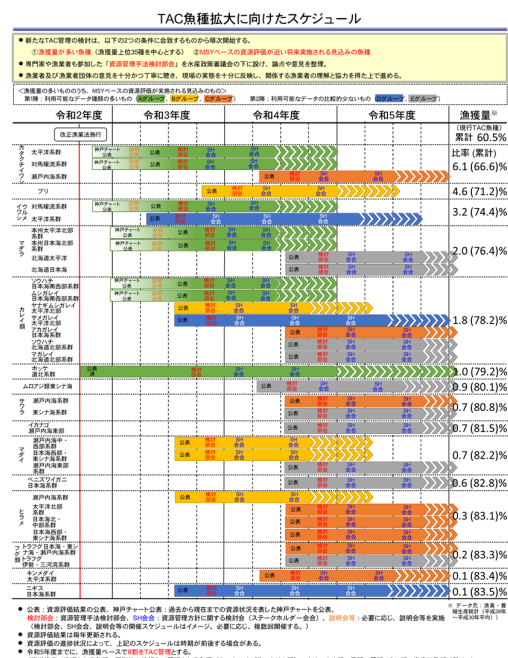
【現状】

- ① 改正漁業法において、**水産資源の管理は漁獲可能量による資源管理を基本**とすることを定めた。
- ② 令和2年9月に「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ（ロードマップ）」を決定・公表するとともに、令和3年3月には、「TAC魚種拡大に向けたスケジュール」を公表し、改正漁業法に基づく**新たな資源管理システムの構築**を進めている（図1、2）。

（図1）＜令和2年9月公表：ロードマップ＞

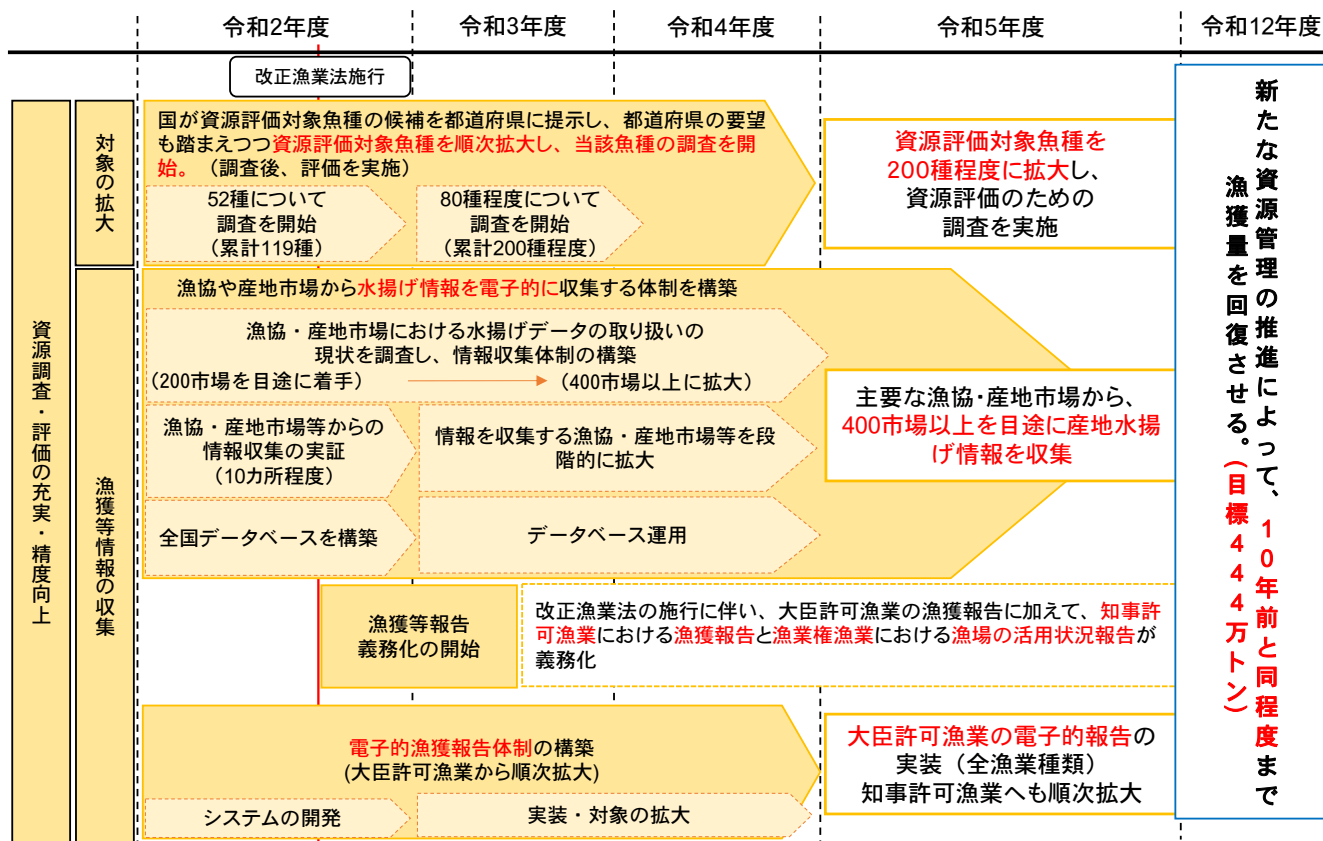


（図2）＜令和3年3月公表：TAC魚種拡大に向けたスケジュール＞



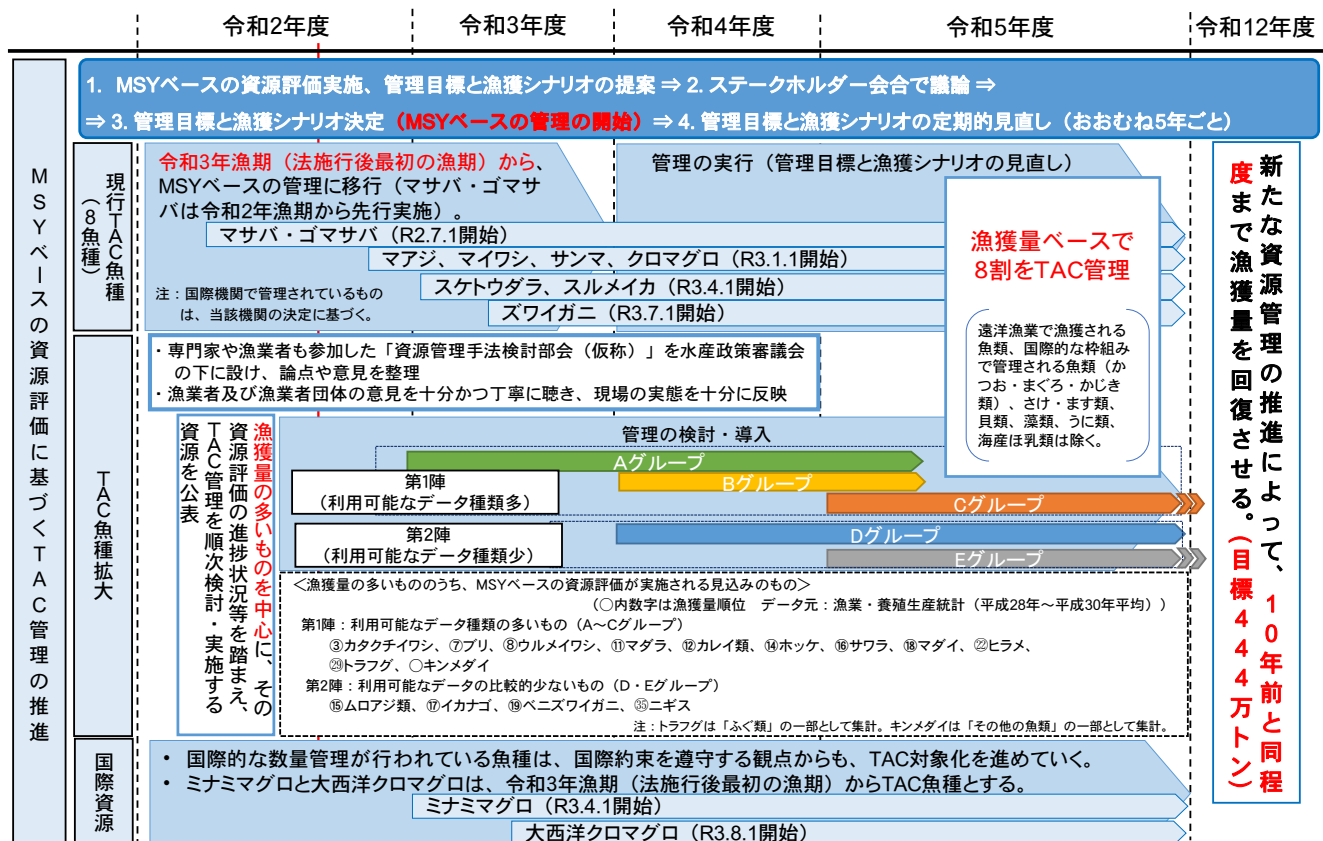
4

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



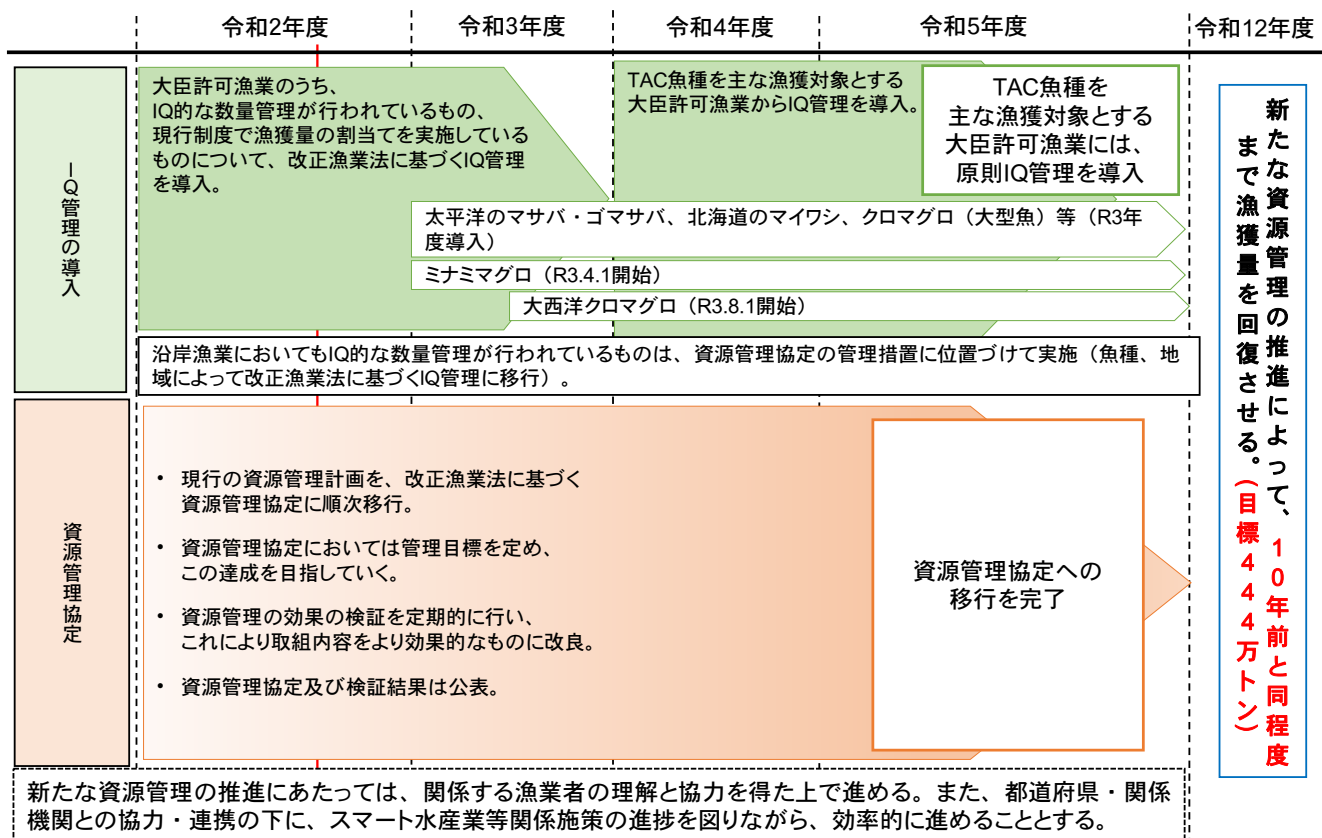
5

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



6

新たな資源管理の推進に向けたロードマップ



7

資源調査、評価の充実（資源評価対象魚種の拡大）

- 令和元年度は、これまで県が主体となり実施していた水産資源のうち、平成30年度の資源評価対象魚種に含まれない17種を加え、資源評価対象魚種を67種に拡大。
- 令和2年度は、①県から要望を受けた31種、②大臣許可漁業の主な対象である15種、④広域で種苗放流されている6種の合計52種について調査を開始し、119種に拡大。
- 令和3年度は、条件に合う水産資源の中から、73種を選定、調査を開始し、192種に拡大。

【資源評価対象魚種の拡大スケジュール】

平成30年度（計50魚種）

スケトウダラ、マアジ、マイワシ、マサバ、ゴマサバ、スルメイカ、ズワイガニ
アオダイ、アカガレイ、アカアマダイ、イカナゴ、イカナゴ類、イトヒキダラ、ウマツラハギ、ウルメイワシ、エソ類、オオヒメ、カタクチイワシ、カレイ類、キアコウ、キダイ、キチジ、キンメダイ、ケンサキイカ、サメガレイ、サワラ、シャコ、ソウハチ、タチウオ、トラフグ、ニギス、ニシン、ハタハタ、ハマダイ、ハモ、ヒメダイ、ヒラメ、ブリ、ベニズワイガニ、ホッケ、ホッコクアカエビ、マアナゴ、マガレイ、マダイ、マダラ、マナガツオ類、ムシガレイ、ムロアジ類、ヤナギムシガレイ、ヤリイカ、

令和元年度（計67魚種）

アイナメ、アカムツ、イサキ、イシガレイ、ウスメバル、ガザミ、キビナゴ、クマエビ、クルマエビ、コウイカ、ツクシトビウオ、ツノナシオキアミ、ハマトビウオ、ホソトビウオ、マコガレイ、マルソウダ、メタガレイ

令和2年度（計119魚種）

アオメエソ、アオリイカ、アカカマス、アブラガレイ、イシカワシラウオ、イセエビ、イボダイ、イラコアナゴ、ウチワエビ、エゾイソアイナメ、オニオコゼ、カイワリ、カサゴ、カワハギ、キジハタ、キツネメバル、キントキダイ、クエ、クロザコエビ、クロソイ、クロダイ、ケガニ、コノシロ、サヨリ、サルエビ、シイラ、シログチ、シロサバフグ、シロメバル、ジンドウイカ、スジアラ、スズキ、ソデイカ、タイワンガザミ、チダイ、トゲザコエビ、ハツメ、ババガレイ、ヒレグロ、ホウボウ、ホシガレイ、ホタルジャコ、ボタンエビ、マダコ、マトウダイ、ミギガレイ、ミズダコ、モロトゲアカエビ、ヤナギダコ、ヤマトカマス、ヨシエビ、ヨロイイタチウオ

令和3年度（計192魚種）

アイゴ、アカエイ、アカエビ、アカガイ、アカシタビラメ、アカマンボウ、アカヤガラ、アサリ、アブラボウズ、アラ、アンコウ、イイダコ、イシガキダイ、イシダイ、イトヨリダイ、イヌノシタ、ウバガイ、ウミタナゴ、エゾアワビ、エゾボラモドキ、エツチュウバイ、カガミダイ、カナガシラ、カミナリイカ、カンパチ、キュウセン、クジメ、クロアワビ、クロウシノシタ、クロガシラレイ、ケムシカジカ、コウライアカシタビラメ、コショウダイ、コブダイ、コマイ、サザエ、シバエビ、シマアジ、ショウサイフグ、シライトマキバイ、シラエビ、シリヤケイカ、シロギス、スナガレイ、スマ、タカベ、タナカゲンゲ、チカメキントキ、トコブシ、トヤマエビ、トリガイ、ナカヅカ、ニベ、ネズミゴチ、ノロゲンゲ、ハガツオ、ハマグリ、バラメヌケ、ヒメジ、ヒラツメガニ、ヒラマサ、ホタルイカ、ボラ、マゴチ、マダカアワビ、マナコ、マハタ、マフグ、マルアジ、メガイアワビ、メジナ、メダイ、ユメカサゴ

以降

調査データの蓄積→評価実施・結果公表 ※データ蓄積を通じ資源評価精度の向上を図る。

8

8

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

- 新たなTAC管理の検討は、以下の2つの条件に合致するものから順次開始する。
①漁獲量が多い魚種（漁獲量上位35種を中心とする）、②MSYベースの資源評価が近い将来実施される見込みの魚種
- 専門家や漁業者も参加した「資源管理手法検討部会」を水産政策審議会の下に設け、論点や意見を整理する。
- 漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映し、関係する漁業者の理解と協力を得た上で進める。

＜漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの＞									
第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ）					第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※					
改正漁業法施行				（現行TAC魚種） 累計 60.5%					
カタクチイシ				比率（累計） 6.1 (66.6)%					
太平洋系群	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
対馬暖流系群	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
瀬戸内海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
ブリ		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	4.6 (71.2)%
イウルシメ	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	3.2 (74.4)%
太平洋系群		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
マダラ	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	2.0 (76.4)%
本州太平洋北部系群	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
本州日本海北部系群	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
北海道太平洋			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
北海道日本海			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

9

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

＜漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの＞									
第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ）					第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）				
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	漁獲量※					
改正漁業法施行				比率（累計）					
ソウハチ	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
日本海西部系群	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
カレイ類	神戸チャート公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	1.8 (78.2)%
シシガレイ		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
日本海西部系群		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
ヤナギシガレイ		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
太平洋北部		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
サメガレイ		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
太平洋北部		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
アカガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
日本海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
ソウハチ			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
北海道北部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
マガレイ			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
北海道北部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
ホッケ	公表	公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	1.0 (79.2)%
道北系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
ムロアジ類東シナ海			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	0.9 (80.1)%
サワラ			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	0.7 (80.8)%
瀬戸内海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
東シナ海系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
イカナゴ			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	0.7 (81.5)%
瀬戸内海東部			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
マダイ		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	0.7 (82.2)%
瀬戸内海中・西部系群		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
日本海西部・東シナ海系群		公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	
瀬戸内海東部系群			公表	検討部会	SH会合	SH会合	SH会合	SH会合	

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

10

TAC魚種拡大に向けたスケジュール

<漁獲量の多いもののうち、MSYベースの資源評価が実施される見込みのもの> 第1陣：利用可能なデータ種類の多いもの（Aグループ、Bグループ、Cグループ） 第2陣：利用可能なデータの比較的小さいもの（Dグループ、Eグループ）									
令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		漁獲量※	
改正漁業法施行								比率（累計）	
メダカ	ベニズワイガニ 日本海系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.6 (82.8)%
	瀬戸内海系群		公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	SH 会合	SH 会合	0.3 (83.1)%
	太平洋北部 系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
	日本海北・ 中部系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
	日本海西部・ 東シナ海系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
フグ類	トラフグ日本海・東シ ナ海・瀬戸内海系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.2 (83.3)%
	トラフグ 伊勢・三河湾系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	0.1 (83.4)%
	キンメダイ 太平洋系群				公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	
	ニギス 日本海系群		公表	検討 部会	SH 会合	SH 会合	SH 会合	SH 会合	0.1 (83.5)%

※ データ元：漁業・養殖生産統計（平成28年～平成30年平均）

- 公表：資源評価結果の公表、神戸チャート公表：過去から現在までの資源状況を表した神戸チャートを公表、
検討部会：資源管理手法検討部会、SH会合：資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）、説明会等：必要に応じ、説明会等を実施
（検討部会、SH会合、説明会等の開催スケジュールはイメージ。必要に応じ、複数回開催する。）
- 資源評価結果は毎年更新される。
- 資源評価の進捗状況によって、上記のスケジュールは時期が前後する場合がある。
- 令和5年度までに、漁獲量ベースで8割をTAC管理とする。
（遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類（かつお・まぐろ・かじき類）、さけ・ます類、貝類、藻類、うに類、海産ほ乳類は除く。）

11

4 不漁問題に関する検討会

- 水産資源の持続性の確保については、新たな資源管理システムの実行により、科学的な資源評価に基づく魚種ごとの数量管理の取組が実践段階であり、こうした取組を後退させることなく行っていくことが重要である。
 - 現在直面している資源変動等のリスクが今後も継続し中長期的に影響を及ぼし得るものとして把握・認識した上で、その状況に対応してリスクの分散やリスクへの順応に向けて漁業の構造改革を進めることが必要である。
- ⇒ 将来にわたって漁業が持続されるためには、環境変化への弾力性を確保できるような操業体制と漁業経営の確立を図ることが重要である。なお、現時点で記録的な不漁に直面している漁業者が漁業生産活動を継続するための支援策を講じていくことも必要である。

取組の柱

- ① 不漁の要因となる環境変化等の状況の分析などにより、漁業者等が直面するリスクを確実に把握する
- ② 漁業生産現場及び関連産業においては、将来を見据えて、単一の資源のみに頼るのではなく魚種や漁法を組み合わせることなど、新たな資源管理システムの下で、マルチな漁業の操業形態や事業構造について検討する
（マルチな漁業：資源状況に応じた漁法を行える漁業等）
- ③ 環境政策としては、CO₂排出量の削減を進めるため、当面はICTや漁場予測の活用、省エネ化などによる効率的な操業を推進することで燃油使用量の削減に取り組むとともに、将来を見据えて、漁船の電化・水素化等の研究・社会実装に取り組む
- ④ 現在実施されている施策・制度について、中長期的な資源変動や環境変化に伴うリスクに対応しているか否か、また、生産構造の転換を阻害する要因とならないかといった観点から検証した上で、必要に応じで見直しを行い、漁業経営がより持続的に生産を継続していけるよう、整合性のとれた施策の展開方向を構築する

具体的な検討事項

- ① リスクの把握
- ② 専門的な漁業からマルチな漁業への転換
- ③ 沿岸漁業の取組方向
- ④ サケに関するふ化放流と漁業構造の合理化
- ⑤ 加工流通業の取組方向
- ⑥ 地球温暖化等の環境問題への対応
- ⑦ その他の関連事項

12

専門的な漁業からマルチな漁業への転換

- 単一の資源に頼らないような観点から、漁獲対象種・漁法の複数化、複数経営体の連携による協業化や共同経営化、養殖との兼業など事業の多角化などを段階的に進め、資源変動に対応できる弾力性のある経営体制に転換するための取組を促進する。その際、漁業調整にも配慮する必要がある。
- 1隻で複数の漁業種類を行える多目的船舶(いわゆるマルチパーパス漁船)として、新たな操業形態のモデルの提示を行う。
- 今後のTAC/IQ制度や許可制度においては、近年の不漁への対応やマルチな漁業の導入も見据え検討を開始する。

サンマの資源変動に対応した取組

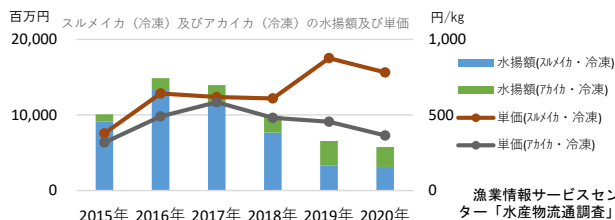
北海道において小型サンマ漁船が棒受網の設備を用いて試験的にマイワシやサバ類の漁獲を開始(参加漁船は年々増加)。
※採算性向上の課題や、マイワシを漁獲している漁業との調整が課題。

※試験操業の取組

		2016	2017	2018	2019	2020
マイワシ	漁獲量(トン)	4,036	4,961	5,496	10,881	4,997
	金額(千円)	391,746	324,571	299,130	398,620	235,544

スルメイカの資源変動に対応した取組

中型いか釣り漁船(199トン船)が、スルメイカの漁獲の少ない時期にアカイカを対象とした操業を実施(太平洋公海域)。スルメイカのみの操業と比較して経営への影響が緩和。



沖底・いか釣り兼業船(兵庫県)

兵庫県において、沖合底びき網漁業といか釣り漁業の両方の許可により、沖合底びき網漁業を主体にいか釣り漁業にも対応可能な漁船を使用した実証事業を実施。

もうかる漁業による取組(2018年～取り組み継続中)



沖底・いか釣り兼業船(兵庫県)



13

沿岸漁業の取組方向

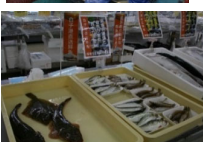
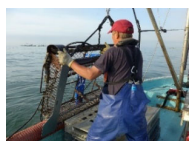
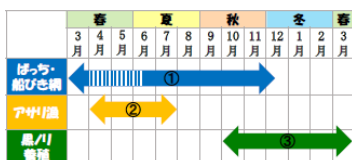
- 沿岸漁業は、従来から複数の漁業種類を兼業し、対象魚種の来遊状況等に応じて操業を切り替えていることから、今後もこのような生産構造を活かし、持続性の確保を図ることが重要である。
- 省人化や機械化などの操業の効率化や漁場の有効活用策として養殖の取組を進める。
- 地域の特徴を踏まえ、多種多様な魚を消費者に届ける加工・流通のバリューチェーンの強化、地域再生の取組との連動や農業や加工業など他分野との連携を図り収入を得る機会につなげていくことが重要である。

鈴鹿市(三重県)

・三重県北部に位置する鈴鹿市は、沿岸部では水産業や水産加工業が盛んであり、ばっち・船びき網によるイワシ・イカナゴや底引き網によるアサリ、黒ノリ養殖が中心。

・資源の減少、貧酸素水塊の発生、漁場環境の変化等による漁獲量や収益の減少・経営不振といった課題に対応する必要。

・環境変化の影響を受けやすい内湾性の漁場において、季節に応じた機船船びき網漁業、貝けた網漁業、黒ノリ養殖業などの漁業を組み合わせて、安定した生産・収入を確保。



串間市東地区(宮崎県)

・宮崎県の最南端に位置する当地域は、水揚げの約8割を占める大型・小型定置網漁業を中心に、曳縄・一本釣り漁業等多様な沿岸漁業が行われている。漁業者の多くは雇用型の定置網漁業と自営の沿岸漁業を組み合わせた経営となっている。

・漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の悪化、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。

・特産のマアジのブランド化により魚価向上を実現。地域の基幹産業である定置網漁業の経営が安定することで、漁業者の所得も向上。

・大型定置網では雇用漁業者の当番制を採用。空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

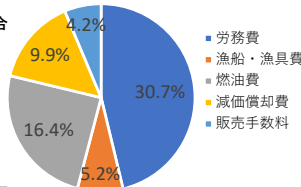


14

5 地球環境問題への対応 漁業種類ごとの燃油使用量

- 漁船漁業においては化石燃料の消費が経費全体の16.4%(2019年時点)を占めており、燃料経費の割合が大きいために温室効果ガス排出削減に向けた取組によって操業コストが削減できる可能性がある。
- 水揚量当たりの燃油使用量は漁業種類ごとに大きな差があり、いか釣り漁業、延縄漁業などが高くなっている。

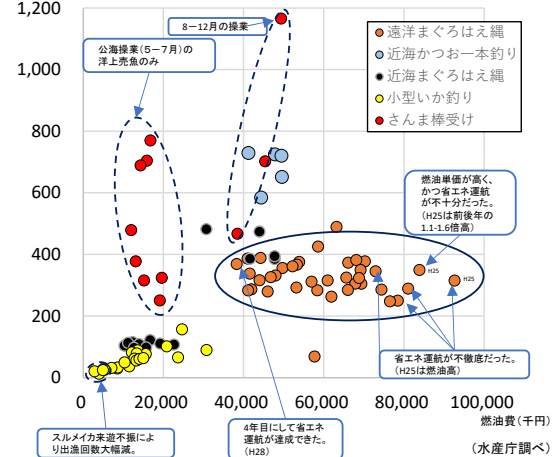
漁業支出に占める経費割合
(会社経営体)



漁業種類ごとの燃油使用量

漁業種類	燃油使用量 (kg/年)	水揚量 (トン)	水揚金額 (百万円)	kg/水揚量 (kg/トン)	kg/水揚金額 (kg/百万円)	油費率 (%)
中型まき網漁業	276	3,849	224	0.07	1,232	9%
大中型まき網漁業(北まき)	1,568	15,000	819	0.10	1,915	13%
沖合底びき網漁業(かけ回し)	330	2,284	282	0.14	1,170	8%
沖合底びき網漁業(オッター)	892	3,749	298	0.24	2,993	21%
べにずわいかに籠漁業	289	910	217	0.32	1,332	9%
大中型まき網漁業(遠まき)	2,849	5,808	869	0.49	3,278	23%
海外まき網漁業(349トン船)	2,800	5,300	950	0.53	2,947	21%
近海かつお一本釣り漁業	300	400	150	0.75	2,000	14%
遠洋まぐろ延縄漁業	1,000	1,100	320	0.91	3,125	22%
遠洋かつお一本釣り漁業	1,500	1,550	450	0.97	3,333	23%
さんま棒受け漁業	660	627	121	1.05	5,455	38%
近海まぐろ延縄漁業(119トン)	480	455	166	1.05	2,892	20%
沖合底びき網漁業(かけ回し・かに)	373	342	239	1.09	1,561	11%
沖合底びき網漁業(2艘曳き)	1,162	1,012	329	1.15	3,532	25%
遠洋トロール漁業	2,700	2,000	700	1.35	3,857	27%
近海まぐろ延縄漁業(19トン)	160	90	73	1.78	2,192	15%
いか釣り漁業(小型)	158	57	42	2.78	3,740	26%
いか釣り漁業(中型)	430	100	100	4.30	4,300	30%

燃油消費率の多い漁業における水揚量と燃油費の関係

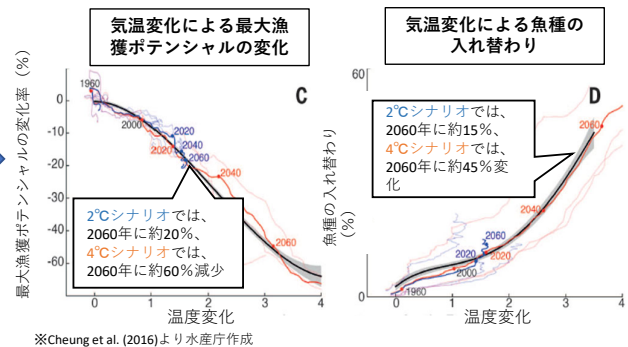
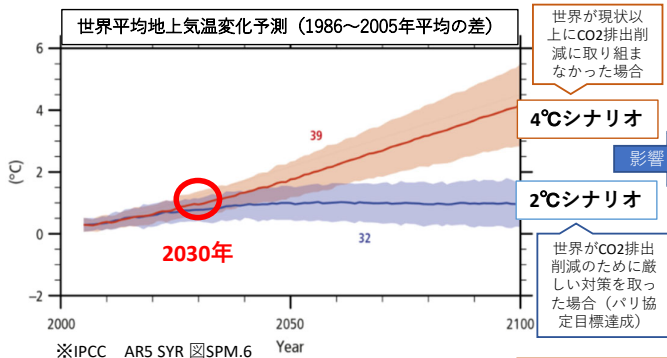


- まぐろ延縄では、漁法の特性上、燃油費に応じて水揚量が増えるわけではない。
 - さんま棒受け網では、水揚量は漁場形成次第で、燃油費は大きく変化しない。
- ⇒ この特徴は不漁時にコスト面で負の影響を与えられられる。

15

5 環境環境問題への対応 漁業への影響

- IPCC報告書では、2100年の平均気温の上昇は、温室効果ガスの排出量を厳しく抑えた場合には産業革命以前の状況から2℃以内に抑えられるが(2℃シナリオ)、排出量を抑えない場合には4℃程度に達する(4℃シナリオ)と予測している。
- この報告に基づき漁業への影響を予測した研究事例においては、2060年のインド洋・太平洋域の最大漁獲可能量は、2℃シナリオでは20%程度、4℃シナリオでは60%程度減少するとしたものがある。



カーボンニュートラルに向けた政府の取組

総理指示

2020年10月30日に開催された第42回地球温暖化対策推進本部では、2050年カーボンニュートラルに向けた取組について議論が行われ、菅総理からは、「地球温暖化対策計画」、「エネルギー基本計画(資源エネルギー庁HP)」、「パリ協定に基づく長期戦略」の見直しを加速し、全閣僚一丸となって取り組むよう指示があった。

我が国のグリーン成長戦略

食料・農林水産業

2050年時目標：農林水産業における化石燃料起源のCO₂ゼロエミッションを実現

※環境省HP、グリーン成長戦略

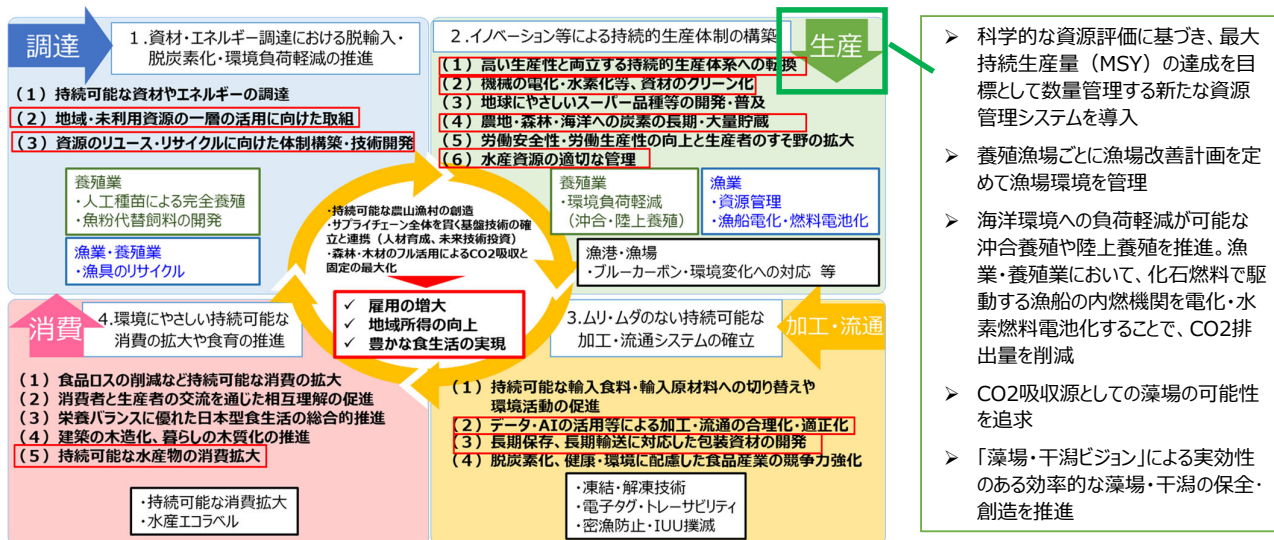
2050年までのカーボンニュートラルを表明した国



16

5 地球環境問題への対応 みどりの食料システム戦略

- 洋上風力発電については、漁業影響調査や水産関係施設への電力供給などを通じて、エネルギーの地産地消の考え方に基き地域漁業との協調関係を築いていくことが必要である。洋上風力発電設備を整備する際には、関係都道府県と協力しつつ協議会等を通じて十分な調整を行うとともに、整備前後の状況を把握し、漁業への影響を明らかにすることが重要である。
- 漁業者等が進めてきた藻場・干潟の保全・創造は、水産資源の産卵や育成の場、CO₂を吸収・貯留するブルーカーボンの機能を有するとされており、引き続きこうした取組を進めることが必要である。
- 2030年に向けた温室効果ガスの削減目標への対応、2040年までの漁船の電化・水素化等に関する技術の確立、化石燃料の使用から漁船の電化・水素化等ゼロエミッション船への切り替えなど、「みどりの食料システム戦略」に盛り込まれた環境対策を着実に進めていくことが求められる。

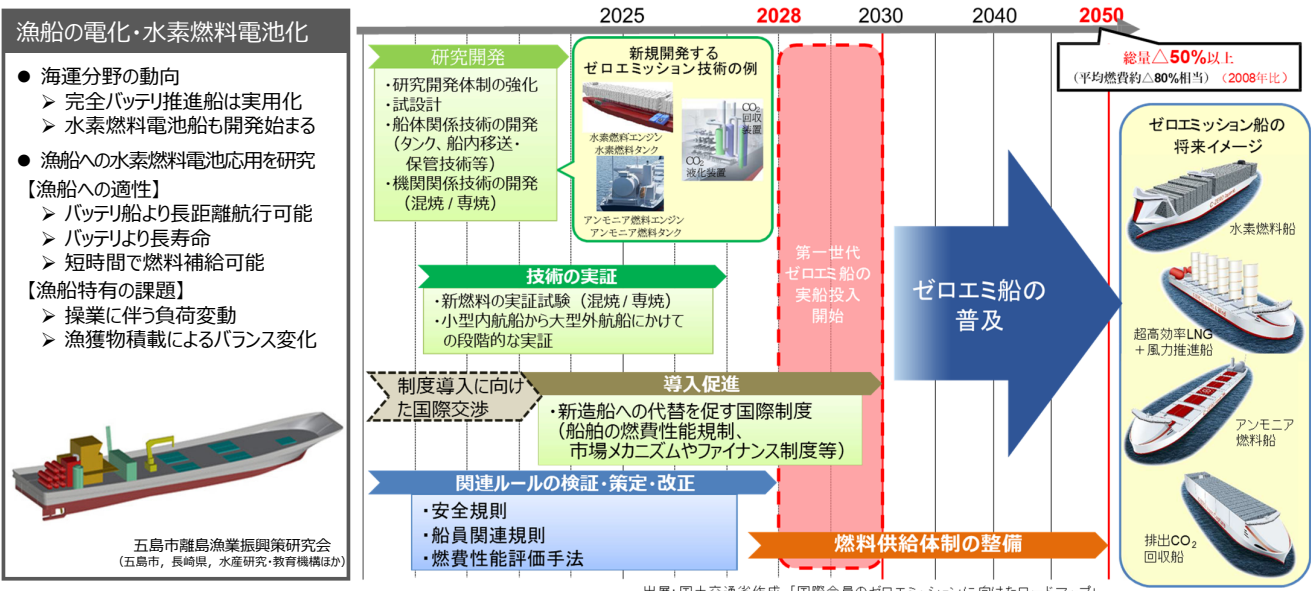


17

5 地球環境問題への対応 漁船の電化・水素燃料電池化

- 当面は、燃油使用量を抑えながら操業を継続することが重要であるため、衛星利用の漁場探索による効率化、グループ操業の取組、省エネ機器の導入などによる燃油使用量の削減を図るべきである。これに加え、蓄電池とエンジン等のハイブリッド型の動力構成に関する研究、CO₂排出量の低いエネルギーの活用など、段階に応じた様々な技術実装を進める。
- 将来的には、漁船の脱炭素化に対応する観点から、必要とする機関出力が少ない小型漁船を念頭においた水素燃料電池化、大型漁船について国際商船や作業船など漁業以外の船舶の技術の転用・活用も視野に入れた研究開発を進める。

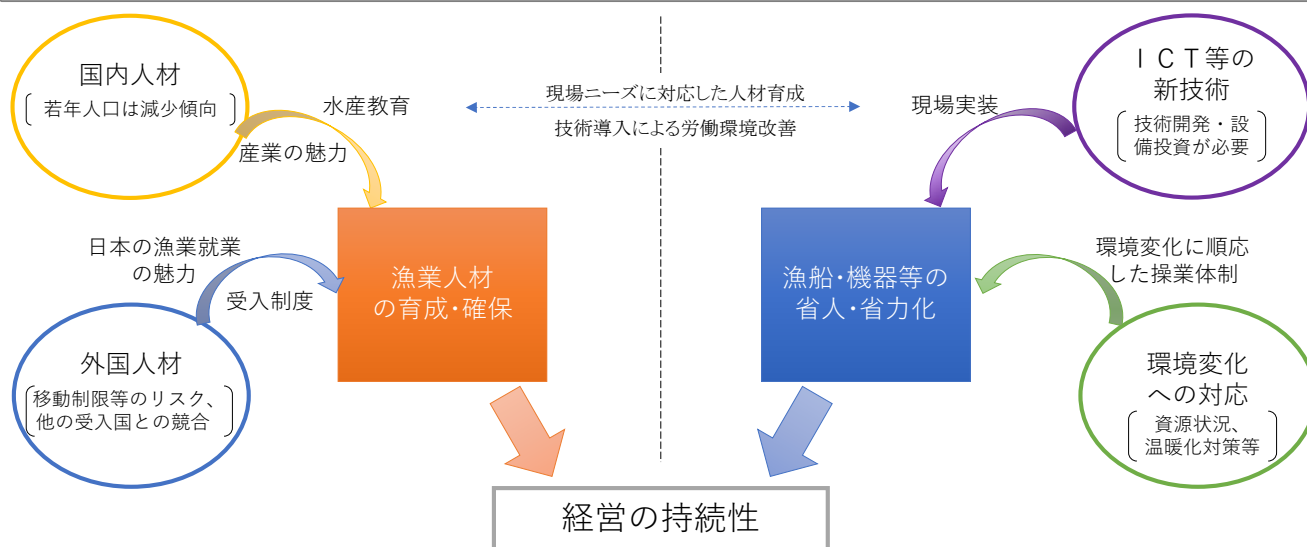
(参考) 国際海運におけるゼロエミッション船の実現に向けたロードマップ



18

6 漁業における人材確保

- (1) 漁業経営体にとって、必要な人材を育成・確保していく上で、
 - ① 国内の労働力人口は、**若年層を中心に減少傾向**にあることに加え、
 - ② 外国人材については、新型コロナウイルス感染症に伴う世界的な移動制限といった**リスクも顕在化**。
- (2) また、自然環境や社会情勢からの影響を受ける中で、ICT等の新技術を活用して**省人化・省力化**を進めていくことも必要となる。
- (3) 漁業経営において、**人材育成や設備投資は時間やコストを要する中長期的課題**であるが、漁業経営の持続性を確保していくには、これら**相互に関連する課題に経営状況に応じて取り組んでいく**ことが必要となる

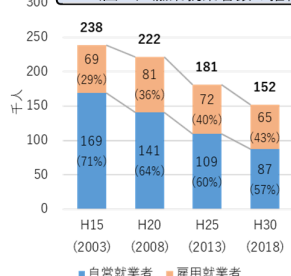


19

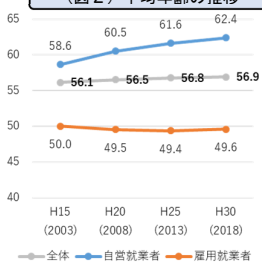
漁業就業者の現状

- ① 日本の**漁業就業者は減少傾向**にあり(2018年は15.2万人)、平均年齢56.9歳、高齢化率(65歳以上の割合)は38.3%。高齢に偏った就業構造のため、高齢者の退職により今後も減少が続くと想定される(図1~3)。
- ② 特に個人経営体の自家漁業に従事する就業者において、平均年齢が62.4歳、高齢化率は51.9%となっており、就業者数の減少幅も大きい(図2、3)。
- ③ 経営体階層別に見ると、就業者数の4割を占める**漁船非使用~5トン未満の階層において**、平均年齢が64.6歳、**65歳以上の割合が6割**と平均を大きく上回る状況(図4)。
- ④ その他の経営体階層では平均を下回っており、特に**20トン以上の漁船漁業及び魚類養殖業の階層では**、平均年齢40代、高齢化率20%以下と**若い就業構造**となっている(図5)。

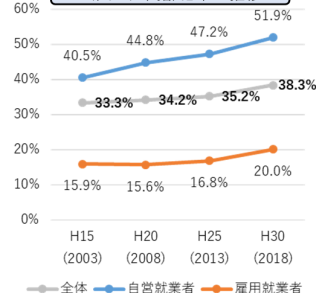
(図1) 漁業就業者数の推移



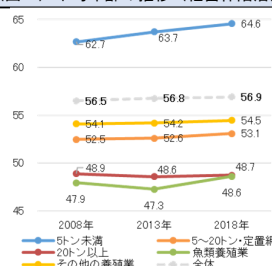
(図2) 平均年齢の推移



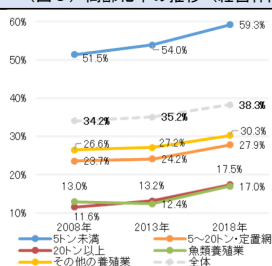
(図3) 高齢化率の推移



(図4) 平均年齢の推移 (経営体階層別)



(図5) 高齢化率の推移 (経営体階層別)



資料:農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013、2018年)
 注1:2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2:平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中心値を用いた推計値(75歳以上の場合は「70」を使用)。

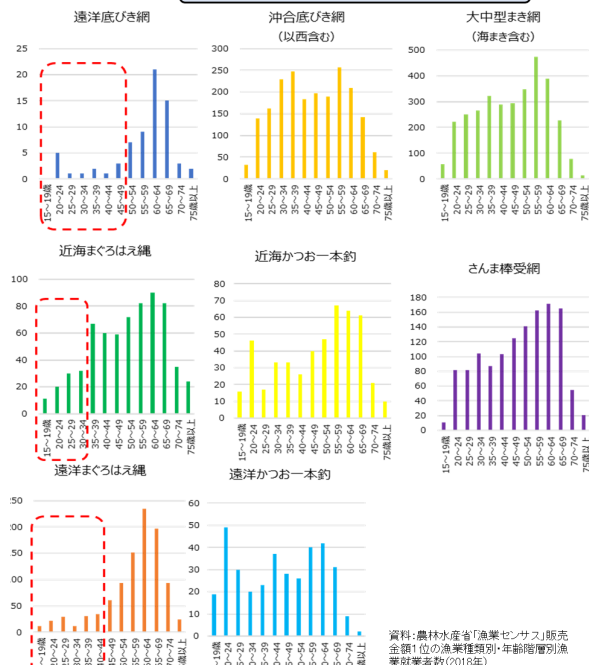
20

海技士等の人材育成・確保

【課題】

- 特に遠洋底びき網やまぐろはえ縄漁業において高齢に偏った年齢構成となっており、次世代を担う若手人材の確保・育成が喫緊の課題。
- 乗船履歴を短期に取得可能な実習コースの受講対象者は、4級養成校となっている水産高校（全国に6校／46校）の卒業者に限られるが、5級海技士も不足している状況。

漁業就業者の年齢構成



船舶職員の乗組み基準

航行区域	甲区域	乙区域	丙区域
船舶職員	船長 一等航海士 二等航海士 三等航海士 機関長 機関士 無線技士 調理師 衛生士 乗組員	船長 一等航海士 二等航海士 三等航海士 機関長 機関士 無線技士 調理師 衛生士 乗組員	船長 一等航海士 二等航海士 三等航海士 機関長 機関士 無線技士 調理師 衛生士 乗組員
総トン数	5,000以上	1,800以上	500以上
機関出力(kW)	6,000以上	3,000以上	1,500以上
乗組員数	18名以上	10名以上	5名以上

※ 漁船の場合、航行の安全上支障がないと認められる範囲内で、特例の適用を受けて乗組み基準が緩和されている。

乗組み基準の特例（船舶職員法第20条）の対象

- トン数に比して機関出力が著しく大きい漁船
- 集団操業を行う漁船
- 海外基地操業を行う漁船
- 国際航海に従事する漁船 等

遠洋まぐろはえ縄漁船の例

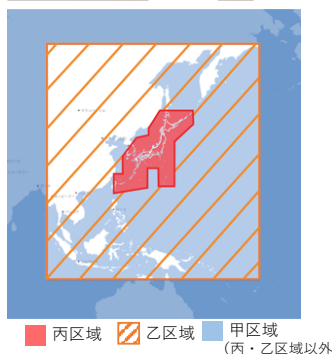
- 総トン数：848トン（国内トン数499トン）
- 機関出力：750kw未満
- 航行区域：甲区域

【通常必要となる船舶職員】

- 【航海】 船長（2級）
一等航海士（3級）
二等航海士（4級）
【機関】 機関長（4級）
一等機関士（5級）の5名

【漁船の場合（特例の適用）】

- 【航海】 船長（4級）
一等航海士（5級）の3名
【機関】 機関長（5級）の3名
（二等航海士、一等機関士の乗組みは不要）



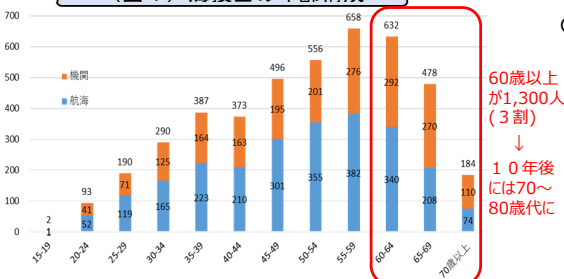
資料：「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令」に基づき水産庁で作成

21

海技士等の人材育成・確保

- 漁業における海技資格保持者の高齢化も進んでおり、60歳以上が3割を占める（2017年業界調べ）（図1）。
- 乗組員確保のため、業界・労働組合・関係省庁が連携して「漁船乗組員確保養成プロジェクト」に取り組んでおり、水産高校に漁業者等が直接出向いて漁業の魅力を伝える「漁業ガイダンス」を実施（図2）。
- また、海技試験の受験に必要な乗船履歴を短縮できる乗船実習コースを水産大学校に設置（R1～）したほか、近海中規模漁船について、安全の確保を前提に、これまでの海技士2名から、小型船舶操縦士1名での出漁が可能となった（R2～）（図3、4）

（図1）海技士の年齢構成



（図2）漁業ガイダンス実績

○ 全国の水産高校において81回開催し、延べ3,065人の生徒が参加（H29～R2年度）

・漁業ガイダンス開催実績

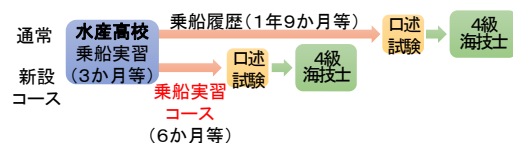
	29年度	30年度	元年度	2年度
開催校数	16校	24校	21校	5校
開催回数	20回	31回	24回	6回
参加生徒数（延べ）	614人	1,426人	874人	151人

・水産系高校卒業生の就業状況

本科	卒業生数	漁船漁業	漁船以外の漁業	自営漁業	漁業就業者合計	専攻科	修了者数	漁船漁業	漁船以外の漁業	自営漁業	漁業就業者合計
H28年度卒	3,140	99	93	31	223	H28年度卒	253	17	2	3	22
Z9年度卒	3,068	126	80	29	235	Z9年度卒	276	22	0	3	25
30年度卒	3,078	117	112	26	255	30年度卒	269	24	2	4	30
R元年度卒	3,107	94	112	26	232	R元年度卒	235	19	0	0	19
R2年度卒	2,983	112	96	35	243	R2年度卒	264	25	1	2	28

（図3）乗船実習コースの設置

- 水産高校卒業生が4級海技士を受験するのに必要な1年9か月間等の乗船履歴を短縮できる「乗船実習コース」を水産大学校に設置・運用（R1年度～）



（図4）近海中規模漁船の規制緩和

改正前

近海中規模漁船（※）は、海技士（航海）・海技士（機関）の各々1名、合計2名の乗組みが必要（20トン未満の漁船、24m未満のプレジャーボートは、小型船舶操縦士の乗組みで運航可能。）

※近海中規模漁船
・総トン数20トン以上80トン未満・長さ24m未満の漁船
・陸岸から100海里内で操業（主な対象）
1 航海の操業日数が1日～10日間程度の沖合底曳き網漁船、中型まき網漁船等

改正後

安全を確保するため、一定の要件を条件とし、

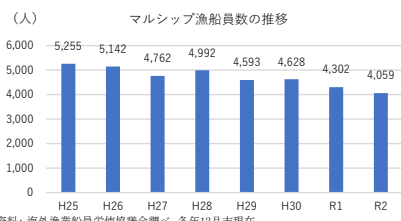
- 海技士（機関）の乗組み省略
- 小型船舶操縦士1名で運航ができるよう改正

22

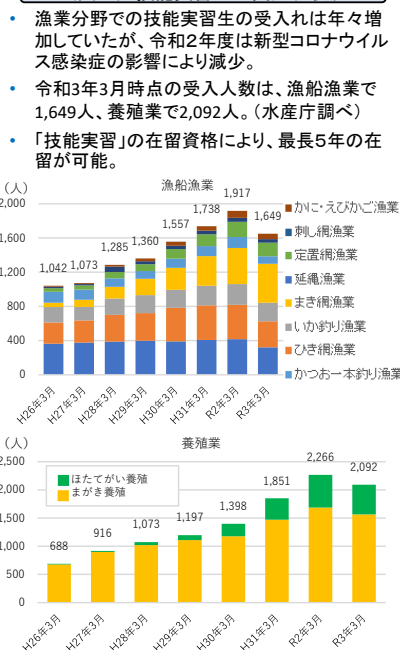
外国人材の受入れ・確保

- ① 平成10年以降、遠洋漁業は、国際競争力確保の観点から、日本人船員の確保を基本としつつ、日本籍漁船を外国法人に貸渡し、外国人船員を乗り組ませる**漁船マルシップの仕組みを採用**（図1）。
- ② 技能実習制度については、漁業分野では、現在、2職種10作業が対象。平成29年11月1日に施行された技能実習法の下、**技能実習3号が創設**され、実習期間が3年から5年に延長（図2）。
- ③ 平成30年12月、即戦力となる外国人材の受入れを可能とする改正入管法が成立。漁業分野についても、同法に基づく特定技能制度の対象14分野の一つとして指定されており、令和3年3月末時点で314人が**漁業分野の特定技能外国人**として在留（図3）

（図1）マルシップの仕組みと状況



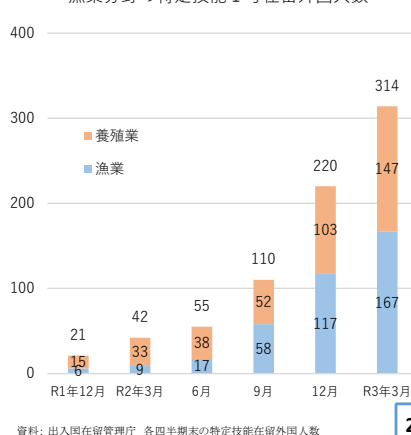
（図2）技能実習生の受入れ状況



（図3）特定技能外国人の受入れ状況

- 令和3年3月末現在、漁業分野で在留する特定技能外国人は314人（漁業167人、養殖業147人）で、1道25県の64市町に居住。
- 技能実習から引き続き在留した場合、最長で10年の在留が可能。
- 外国人への支援を行う「登録支援機関」となった漁協は、令和3年6月18日現在で21漁協。

漁業分野の特定技能1号在留外国人数

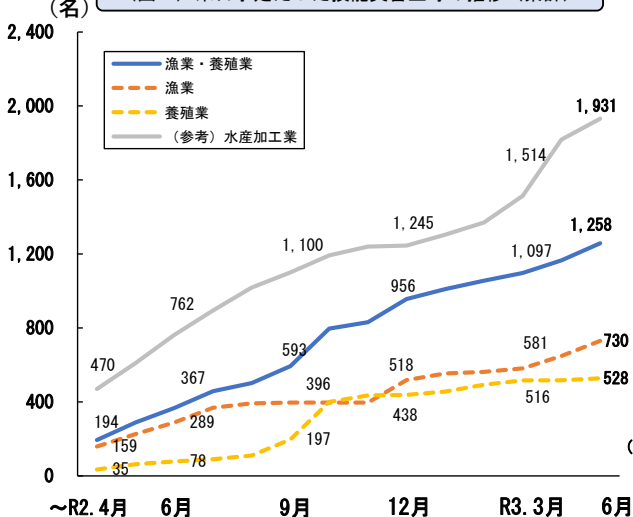


23

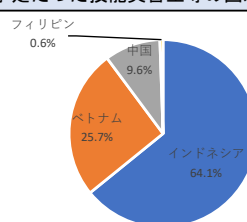
外国人材の受入れ・確保（新型コロナウイルス感染症の影響）

- ① **新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う入国制限の影響**により、漁業・養殖業では、令和3年6月末までに来日予定だった技能実習生等は約1,300名（漁業：約750名、養殖業：約550名）（図1、2）。
- ② これに対し、入国が緩和された10月から12月の期間に約300名が入国済みのほか、**技能実習生の在留延長や水産業労働力確保緊急支援事業を活用し、代替人材を約930名を確保**（図3）。

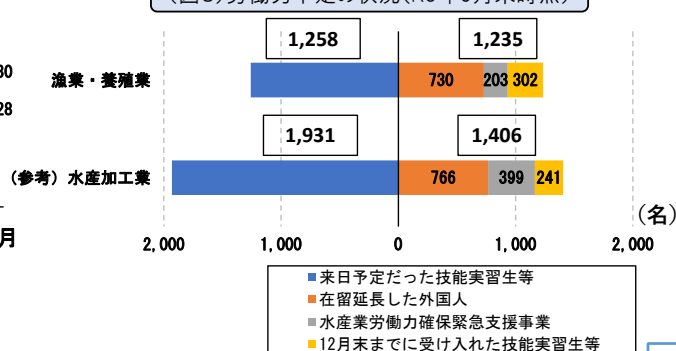
（図1）来日予定だった技能実習生等の推移（累計）



（図2）来日予定だった技能実習生等の国籍別割合（漁業・養殖業）



（図3）労働力不足の状況（R3年6月末時点）



24

7 スマート水産業

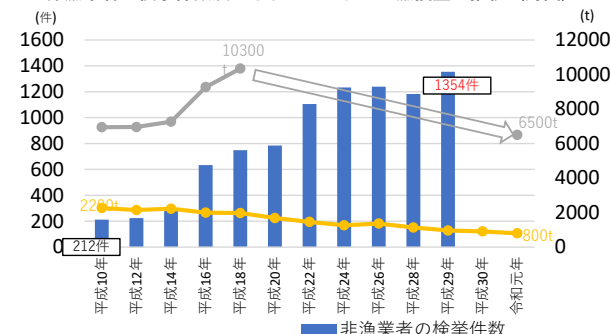
- 2027年にスマート水産業により水産資源の持続的利用と水産業の成長産業化を両立した次世代の水産業の実現を目指している。



8 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律

- 国内において違法に採捕された水産物の流通により、水産資源の持続的な利用に悪影響が生じるおそれがあり、それらの流通を防止するため、輸出も含めた国内流通を適正化する措置を講ずる。
- 国際社会において、IUU(違法・無報告・無規制)漁業への対応の必要性が高まっており、海外において違法に採捕された水産物について、我が国でも輸入を規制する措置を講ずる。

○ 非漁業者の検挙件数及びなまこ・あわびの漁獲量の推移（海面）



※なまこについては、平成19年から平成30年までは統計外であり、令和元年から対象に戻った。

○^{た。} I U U 漁業への対応の必要性について

SDGs グローバル指標（平成27年9月 国連サミット採択）

水産資源を、実現可能な最短期間で少なくとも各資源の生物学的特性によって定められる最大持続生産量のレベルまで回復させるため、2020年までに、漁獲を効果的に規制し、過剰漁業や違法・無報告・無規制(IUU)漁業及び破壊的な漁業慣行を終了し、科学的な管理計画を実施する。

G20大阪首脳宣言（令和元年6月）

違法・無報告・無規制（IUU）漁業は、世界の多くの地域において、引き続き海洋の持続可能性にとって深刻な脅威となっているため、我々は、海洋資源の持続的な利用を確保し、生物多様性を含め、海洋環境を保全するために、IUU漁業に対処する重要性を認識しIUU漁業を終わらせるという我々のコミットメントを再確認する。

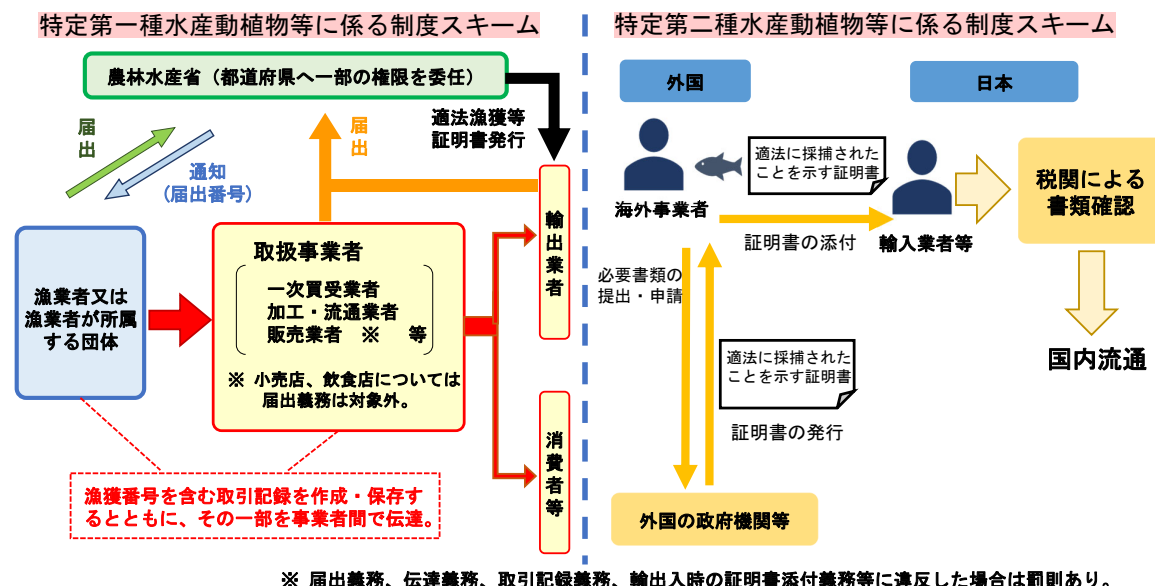
法律の主な内容

- ### 1 漁業者等の届出
- 特定の水産物を採捕する漁業者等は、自己が適正な権限を有する漁獲者である旨を行政機関に届け出るとともに、水産物ごとに漁獲番号を付して譲渡する。
- ### 2 取引記録の作成・保存
- 漁業者・流通業者・加工業者等は、1の水産物の取引に係る記録を作成・保存する。
- ### 3 輸出規制
- 1の水産物やその加工品の輸出事業者は、輸出の際、農林水産大臣が適法に採捕された水産物であることを証する書類（証明書）を添付する。
- ### 4 輸入規制
- 特定の水産物の輸入事業者は、輸入の際、輸入元の外国政府が発行する適法に採捕された水産物であることを証する書類（証明書）を添付する。

- ・ 1～3の対象は、国内における違法漁獲のおそれが大きい魚種を想定。
- ・ 4の対象は、国際的に違法漁獲のおそれが大きい魚種を想定。

水産流通適正化制度の概要

- 国内において違法かつ過剰な採捕が行われるおそれ大きい魚種(特定第一種水産動植物)について、①漁業者等による行政機関への届出、②漁獲番号等の伝達、③取引記録の作成・保存、④輸出時に国が発行する適法漁獲等証明書の添付を義務付ける。
- 国際的にIUU漁業のおそれ大きい魚種(特定第二種水産動植物)等については、輸入時に外国の政府機関等発行の証明書等の添付を義務付ける。



27

9 漁業補助金のあり方を議論(WTO閣僚級会合)

7月15日(木曜日)、WTO閣僚級会合がテレビ会議形式で開催され、過剰漁獲や違法・無報告・無規制漁業につながる漁業補助金のあり方を議論しました。我が国から野上農林水産大臣及び鷲尾外務副大臣が出席しました。

1. 今回のWTO閣僚会合について

本年11月末から開催予定の第12回WTO閣僚会合(MC12)に向け、漁業補助金を規律する新たなルールの策定は、海洋資源管理の観点から、MC12の重要課題の一つとされており、ルール交渉議長のもと議長テキストの継続的な交渉が行われています。本会合では、6月30日に配布された議長テキストの再改訂版について、漁業補助金交渉の早期妥結に必要な着地点等の議論がなされました。WTO加盟国164か国・地域のうち、約100カ国・地域が参加しました。

2. 漁業補助金交渉とは

漁業補助金交渉とは、2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsの目標に沿って、過剰漁獲や違法・無報告・無規制漁業につながる漁業補助金のあり方をWTOで議論しているものです。

3. 我が国の発言概要

野上農林水産大臣からは、SDGsの目標に沿って、

1. 漁業補助金交渉を極力早期に成功させるべく、全ての国が柔軟性を発揮して議論に参加する必要があること、
 2. 適切な資源管理を行っている場合には補助金は許容されるべきこと、
- 等を発言しました。

28

10 水産基本計画の改定

検討状況

水産政策審議会】

- 4月16日 農林水産大臣より水産政策審議会会長に対し諮問。
- 5月28日 同審議会企画部会において、現行水産基本計画を検証。
以降、同企画部会において、テーマ毎に検討。
- 6月30日 「適切な資源管理の着実な実行」
- 7月13日 「海面漁業の持続的な生産構造」「内水面漁業・養殖業」
- 7月21日 「漁業生産を支える人材確保」「漁業経営の安定」「養殖業の成長産業化」

今後の予定

【水産政策審議会】

- 9月～12月：以下のテーマ等につき検討
「加工流通、輸出・消費拡大」「漁業取締・密漁防止監視体制の強化」
「漁場環境保全と生態系の維持」「スマート水産技術の開発と活用」
「漁船漁業の安全対策」「漁港・漁場・漁村の整備、国土強靱化」
「漁協経営の持続性確保」「東日本大震災からの復興」
「水産物の自給率」
- 1月～3月：次期水産基本計画のとりまとめの議論
- 3月：次期水産基本計画について答申

令和4年3月下旬：次期『水産基本計画』閣議決定（予定）

29

養殖業成長産業化総合戦略の策定について

- 養殖業成長産業化総合戦略は、養殖業の全体像の理解を深め（第1 養殖水産物の動向、第2 我が国魚類養殖業の動向、第3 養殖に関する技術開発の動向）、成長産業化の取組方向と将来めざす姿等のビジョンを共有し（第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略）、実現にむけた対策（「第5 養殖業成長産業化を進める取組内容」）から構成。

第1 養殖水産物の動向

- 1 水産物需要の動向
 - 世界の養殖生産量は過去20年間に約4倍に拡大し、今後も成長の見通し。
 - 国内需要依存型では我が国の養殖生産は縮小傾向。
- 2 市場・流通の動向
 - 魚類養殖業は4定の生産を実現しやすい形態だが、入手する需要情報が限られ、需給バランスが崩れやすい傾向。
- 3 輸出拡大に向けた取組
 - 商流構築やプロモーション等を円滑にするため、輸出先市場に対応し輸出・生産の戦略が必要。
 - 農林水産物食品輸出促進法の下、輸入規制の緩和・撤廃に向けた協議一元化や輸出円滑化に向けた環境整備。

第2 我が国魚類養殖業の動向

- 1 魚類養殖業の特徴
 - 魚類養殖生産量はブリ類、マダイ、クロマグロ、ギンザケを中心とし、25万トン（2018年）。生産金額において海面養殖全体の54%は魚類養殖業がシェア。
- 2 生産・経営の動向
 - コストに占める餌代の割合は6～7割。養殖用餌の量と価格の両面で安定的に供給されることが重要な課題。
 - 2018年12月に漁業法を改正。プロセス透明化等により、養殖業における円滑な規模拡大・新規参入も視野。
 - 利用が難しいと言われてきた沖合漁場での大規模な養殖や陸上養殖の技術開発が進展。
 - 生産者協業化の取組、技術導入や収支改善を図るための経営体のグループ化、域外から企業参入などにより再編や系列化の動き。

第3 技術開発の動向

- 養殖製品の品質保持・管理と製品出荷の効率化
- 漁場の環境調査・維持改善
- ICTの活用
- 大規模沖合養殖・陸上養殖の新養殖システムの取組
- 気候変動に対する取組
- 育種研究
- 配合飼料開発
- 魚病対策等の技術開発が進展。

第4 養殖業成長産業化に向けた総合的な戦略

- 1 基本戦略
 - 国内市場向けと海外市場向けに分けて成長産業化に取組む。いずれも、養殖業の定質・定量・定時・定価格な生産物を提供できる特性を活かし、需要情報を能動的に入手し、プロダクト・アウト型から「マーケット・イン型養殖業」へ転換していく。
 - マーケット・イン型養殖業を実現していくため、生産技術や生産サイクルを土台にし、餌・種苗、加工、流通、販売、物流等の各段階が連携・連結しながら、それぞれの強みや弱みを補い合って、養殖のバリューチェーンの付加価値を向上させていく。
 - 現場の取組事例を参考とすると、養殖経営体は、外部から投資や技術導入等を図りつつ、マーケット・イン型養殖業を目指しており、5つの基本的な経営体の例（①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企業、④1社統合企業、⑤流通型企業）を示す。
- 2 戦略的養殖品目と成果目標
 - （1）戦略的養殖品目の指定
ブリ類、マダイ、クロマグロ、サケ・マス類、新魚種（ハク類等）
 - （2）KPI
生産量目標（戦略品目5品目毎に設定）、輸出額目標（ブリ類、マダイに設定）

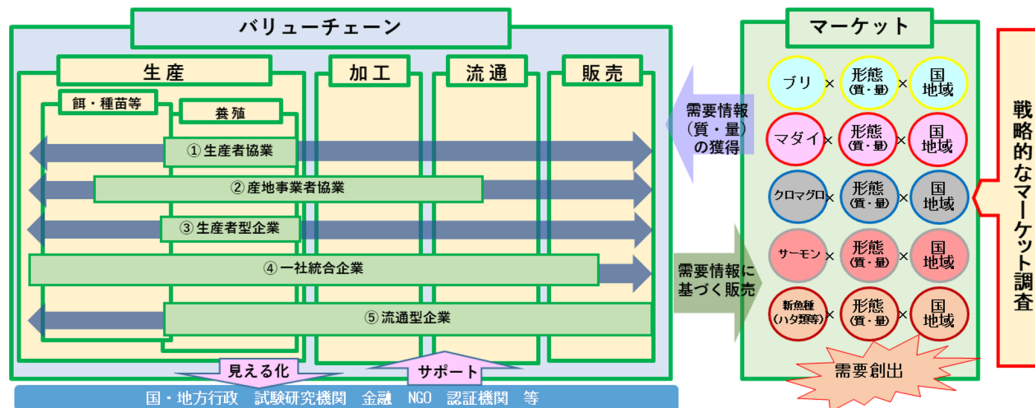
第5 養殖業成長産業化を進める取組内容

- 養殖業成長産業化の枠組の構築
- 養殖生産物の新たな需要創出・市場獲得の推進
- 持続的な養殖生産の推進
 - ・生産性・収益性の向上
 - ・魚病対策の迅速化への取組
 - ・海面利用の促進・漁場の拡大等
 - ・労働環境の整備と人材の確保
 - ・マーケット・イン型養殖経営の推進
 - ・災害や環境変動に強い養殖経営の推進
- 研究開発の推進
 - ・研究機関の連携強化・役割分担
 - ・養殖製品の品質保持・管理
 - ・漁場環境モニタリングと活用、ICTの活用
 - ・新魚種・新養殖システムの推進
 - ・育種等種苗改良の推進
 - ・配合飼料等の水産資材の維持・研究開発

30

養殖業成長産業化総合戦略(マーケットイン型養殖業について)

- 近年のサケ、スルメイカなどの不漁により水産物の供給が不安定・低迷している情勢において、4定の生産を実現しやすい養殖業の振興を図っていく。
- 需要に応じた品目や利用形態の情報を能動的に入手し、「マーケット・イン型養殖業」へ転換。取組事例(5類型)を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携や連結し、バリューチェーンの価値向上へ。



○ 将来めざす姿: 取組事例の5類型

生産者協業	産地事業者協業	生産者型企业	1社統合企業	流通型企业
複数の比較的小規模な養殖業者が連携し、販売業者との委託契約等を通じ生産・販売。	養殖業者と漁業協同組合や産地の餌供給・加工・流通業者との連携し生産・販売。	養殖を本業とする漁業者が、地域の養殖業者からの事業承継や新規漁場の使用等により規模拡大を進めて企業化し、生産・販売する形態。	養殖バリューチェーンの生産(餌・種苗等、養殖)、加工、流通、販売機能等の全部又は大部分を1社で行う企業による生産・販売。	流通業や食品販売業を本業とする企業が、経験を有する養殖業者の参画や技術習得の期間を経て養殖業に参画し生産・販売。

31

< 漁業種類別の比較 >

- ・ 漁業種類ごとに見ると、大中型まき網等は、生産量が多く経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。
- ・ 他の漁業種類は、経営体数や漁船数が非常に多く、総じて生産性が低い。

漁業種類名	概要	主な魚種 (下線はTAC魚種)	生産量 (トン)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	1経営体当たり 生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり 生産量 (トン/隻)
日本の漁業全体			3,359,456	79,067	153,490	69,920	42.5	21.9	48.0
海外まき網 【大臣許可】	北緯20以南の太平洋にてかつお・まぐろ類をまき網で漁獲する漁業	カツオ、メバチ、キハダ等	205,783	14	505	53	14698.8	407.5	3882.7
遠洋 遠洋まぐろはえ網 【大臣許可】	主に公海上ではえ網によりまぐろ類を漁獲する漁業	クロマグロ、ミナミマグロ、メバチ、キハダ、ビンナガ等	74,247	60	991	156	1237.5	74.9	475.9
遠洋底びき網 【大臣許可】	周辺水域外で底びき網を使用して操業する漁業(15t以上)	スズキダイ、キンメダイ、カサガレイ等	8,078	3	70	5	2692.7	115.4	1615.6
沖合 沖合底びき網 【大臣許可】	周辺水域で底びき網を使用して行う漁業(15t以上)	スズキダイ、ホウチ、カレイ、スズキ等	214,618	248	2,071	317	865.4	103.6	677.0
大中型まき網 【大臣許可】	周辺水域等でまき網を使用して行う漁業(40t以上)	サバ、イワシ、アジ、スルメイカ、カツオ、マグロ等	745,318	56	2,719	345	13309.3	274.1	2160.3
さんま棒受け網 【大臣許可】	周辺水域等で棒受け網を使用してさんまを獲る漁業(10t以上)	さんま	128,947	107	1,309	131	1205.1	98.5	984.3
いか釣り 【大臣許可】	周辺水域等ではえ網を対象とした釣り(30t以上)	スルメイカ、アカイ、ヤリイカ等	14,657	37	402	58	396.1	36.5	195.4
沿岸・地先沖合 中型まき網等 【知事許可】	沿岸水域等でまき網を使用して行う漁業(5t以上40t未満)等	サバ、イワシ、アジ等	426,726	309	3,431	1,329	1381.0	124.4	321.1
小型底びき網 【知事許可】	沿岸水域で底びき網を使用して行う漁業(15t未満)		382,688	6,165	9,864	6,859	62.1	38.8	55.8
刺網 【知事許可】	刺し網(かじき等流し網等以外)を使用して行う漁業		124,472	10,242	18,381	8,774	12.2	6.8	14.2
大型定置網 【漁業権】	沿岸水域で定置網を使用して行う漁業(設置水深27m以上)	イワシ、サバ、アジ、ブリ、マグロ等	235,124	409	5,034	1,180	574.9	46.7	199.3

資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2018年))、「漁業センサス2018」(経営体数、漁業者数、漁船数)

注: 「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2018年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

32

沿岸漁業 <課題と取組状況>

【課題①】

- ・ 漁獲量、漁業就業者、漁村人口の減少は、漁業の持続性はもとより、地域の持続性も懸念される。
- ・ 地域の基盤たる漁業生産活動が継続されるためには、資源管理を推進しつつ、環境変化にも対応し得る体制を確保しながら、漁業を生業とし日々操業する現役世代を中心に効率的な操業・漁業経営を行うことや、次世代に漁業を引き継いでいくことが必要である。

経営の合理化に向けた取組

生産施設の共有や協働での操業をすることで経営の合理化やコストダウンを図るなど、漁業生産の持続性を高めるための取組が進められている。

【北海道の取組】

漁業権の切替に応じてこれまで定置漁業の統廃合、協業化を行う等経営の合理化を実施

北海道の定置漁業の免許件数の推移(水産庁調べ)

	H5	H10	H15	H20	H25	H30
免許件数	1098	1023	1165	1134	1108	1104

協業化・統廃合による合理化

※ H15の増加は、小型定置漁業(共同漁業権)の資源利用状況の変化(サケ)に伴う定置漁業権化(免許)による増加

協業化 : 漁船や器材、労働力の共有
共同経営化 : 経営体の再編や合併
漁場の移動や再配置 : 操業の効率化、集約などの統廃合等
これらの取組により、1ヶ統あたりの水揚げ増加、支出の削減等、経営の改善が図られた事例あり

漁業権の切り替えに向け、各地域の実情を踏まえた検討を実施

海区漁場計画に反映

(「北海道資料」より作成)

地域の核となる担い手の育成・確保

新規就業者の確保や現役・若手世代にノウハウなどを引き継ぐこと等、地域の核となる担い手の育成・確保の取組が進められている。

【新規就業者の育成・確保】

宮城県石巻市では漁師になりたい人達のために、

- ・ 問い合わせ窓口の設置
 - ・ 短期研修や漁師学校の設置
 - ・ 研修中の住まい提供
- 等により支援。
これによる新規就業者は累計35名に。



【山形県漁協の定年制】

山形県漁協では、役員の定年について「就任時75歳未満であること。ただし任期期間中に満75歳に達した場合、その期間中は在任する」との内規が定められている

【リース方式による漁船導入事例】

- 漁船導入事例 (R元年5月)
- ・ 小型機船底びき網 (13トン型、中古漁船)
- ・ 利用漁業者64歳、後継者35歳
- ・ 船体大型化 8.5→13トン (作業の安全性・効率性向上)
- ・ 冷海水装置 (鮮度向上)



リース方式による漁船導入の支援にあたっては、55才以上であっても後継者(45才未満)のいる者を対象とし、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組めるよう支援。

33

沿岸漁業 <課題と取組状況>

【課題②】

- ・ 改正漁業法における海面利用制度が適切に運用されるよう制定された海面利用ガイドラインを踏まえ、各都道府県で漁場の有効利用が図られ、漁場の生産力が最大限に活用されることが求められる。

漁場マップによる「漁業権の見える化」

漁業権等の「見える化」のため、漁場マップを整備し、漁場の利用に関する情報の公開を進めるなど、漁場の有効利用のため、漁業権に関する現場からの疑問等に対応している。



出典：海洋状況表示システム(<https://www.msil.go.jp/>)より作成、
情報提供元：国土地理院、海上保安庁

未利用漁場の有効活用のためのマッチング(高知県)

地域により、様々な業種とのマッチングを促進し、意欲ある漁業者が中心となった地域漁業の活性化のための取組が進められている。



◆未利用漁場の有効活用

高知県では、かつて定置網が操業されていた4つの未利用漁場を有効に活用するため、事業の参入にご興味のある事業者を募集しています。

【対象漁場】

- ① 高知県高岡郡中土佐町上ノ加江
- ② 高知県高岡郡中土佐町矢井賀
- ③ 高知県高岡郡四万十町興津
- ④ 高知県土佐清水市貝ノ川



34

沿岸漁業 <課題と取組状況>

漁村地域の活性化の取組

高齢化や後継者不足等の漁村地域の存続に係る課題に対応すべく、市町村や漁業団体など関係者が一体となり、地域ごとの創意工夫の取組が進められている。

(宮崎県串間市東地区の取組)

- 大型・小型定置網漁業を中心に、多様な沿岸漁業を実施。ブリ、アジ等の回遊魚の漁獲が主体。
- 漁獲量の減少や燃料高騰等による採算性の確保が困難、漁業者の高齢化や慢性的な後継者不足といった課題に対応する必要。

加工品製造・販売



地域ブランドマアジ「美々鮨」



大型定置網は当番制を採用し、空き時間は個人で漁や加工品製造・販売などを行うことで、所得の安定化を実現。

浜の活力再生プラン（浜プラン）

水産業を核とした漁村地域の活性化を目指すため、浜ごと（概ね漁協単位）に策定

◎策定主体

地域水産業再生委員会（市町村、漁協等）

◎具体的対策を定める

<収入向上の取組>

高鮮度出荷・加工品開発、直販・輸出など

<コスト削減の取組>

省エネ機器の導入・協業化・船底清掃の取組実施など

◎5年後の所得目標を定める

漁業所得を10%以上向上させることを目指して取組を実施

水産業における女性の活躍

女性が地域の担い手として期待され、各地域の漁業、流通・加工などで女性が活躍している。



<活躍例>

- ・神奈川県 Kさん：刺し網
- ・京都府 Oさん：定置網、海女
- ・佐賀県 Nさん：小型定置網
- ・山口県 Mさん：定置網
- ・高知県 Kさん：水産卸・加工業
- ・香川県 Aさん：水産加工業

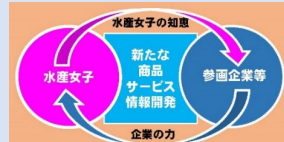
女性が活躍しやすい環境作りを後押しするための取組も進められている。

海の宝！水産女子の元気プロジェクト

漁業・水産業の現場で働く女性が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を、様々な企業・団体等の技術・ノウハウ・アイデア等と結びつけ、新たな商品やサービス、情報を創造し、社会全体に発信していくためのプロジェクト。

漁業・養殖業、加工・流通、魚食普及など様々なメンバーで構成。

プロジェクト事例（企業とコラボ）



株式会社テイクジーン

×水産女子

- ✓ 水産女子の手の悩みに適したハンドクリームを、その悩みに寄り添いながら開発

35

沖合漁業 <課題と取組状況>

【課題①】

- 近年、環境変動等に起因して一部の漁獲対象種で深刻な不漁が発生しており、資源管理の推進のほか、資源変動に対応できる弾力性のある漁業経営体の育成と資源の有効利用を行っていくことが必要である。

資源変動に対応した取組

環境変化などに対するリスク分散や順応性を高める観点から、漁業調整に配慮しながら、単一の資源のみに頼るのではなく、漁獲対象種や漁法の複数化等に取り組んでいる。

サンマの資源変動に対応した取組

北海道において、小型サンマ漁船が棒受網の設備を用いて試験的にマイワシやサバ類の漁獲を開始。

※採算性向上や、マイワシを漁獲している漁業との調整が課題。

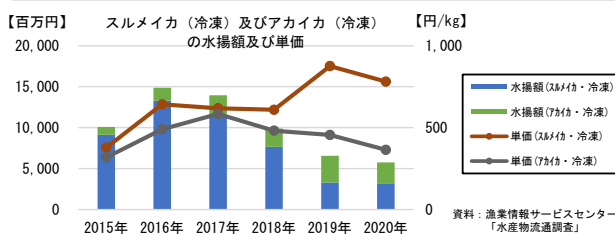
※試験操業の取組

		2016	2017	2018	2019	2020
マイワシ	漁獲量 (トン)	4,036	4,961	5,496	10,881	4,997
	金額 (千円)	391,746	324,571	299,130	398,620	235,544

スルメイカの資源変動に対応した取組

中型いか釣り漁船（199トン船）が、スルメイカの漁獲の少ない時期にアカイカを対象とした操業を実施（太平洋公海域）。

スルメイカのみの操業と比較して経営への影響が緩和。



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

兵庫県において、沖合底びき網漁業といか釣り漁業の両方の許可により、沖合底びき網漁業を主体にいか釣り漁業にも対応可能な漁船を使用した実証事業を実施。

もうかる漁業による取組（2018年～取り組み継続中）

A地区（兵庫県日本海側）

沖底専業船、沖底・いか釣り兼業船の操業カレンダー

船種	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ズワイガニ(オス)	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
ズワイガニ(メス)	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
ズワイガニ(メス)	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
ホタルイカ	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
イサナ	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
アカガレイ	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
サメ	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業
スルメイカ	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業	操業

※2～3日で積装可能（ドック中に電気配線工事をする場合には、ドック+2日程度）



沖底・いか釣り兼業船（兵庫県）

36

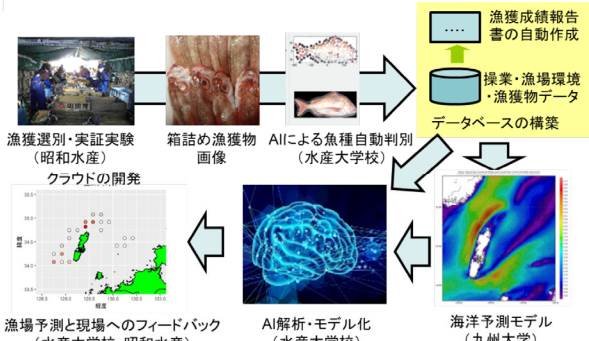
沖合漁業 <課題と取組状況>

【課題②】

- 労働人口の減少により、従来どおりの乗組員の確保が困難である状況において、水産物の安定供給や加工・流通等の関連産業の維持・発展の観点から、沖合漁業の生産活動の継続が重要である。
- その他、TACによる管理について、資源管理の実効性を確保しつつ、計画的な操業による経営改善を図ることができる等のメリットを踏まえ、順次IQ方式による管理を導入していく必要がある。

ICTを活用した漁場予測システム

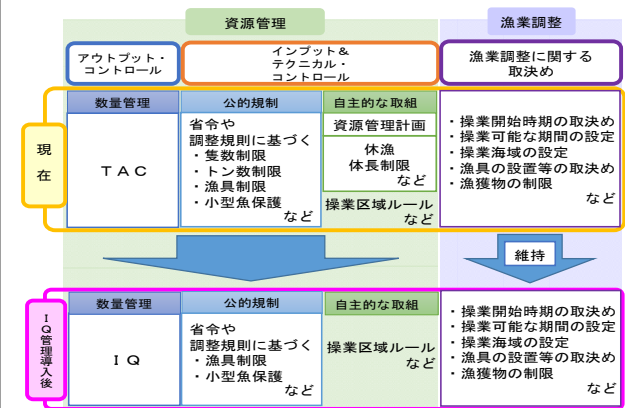
生産活動の継続に向けて、生産性を向上させ経営基盤を強化するため、研究機関等を中心として、ICTを活用した漁場予測システムの開発と漁業現場での実証試験等を行っている。



現在、(国研)水産研究・教育機構 水産大学校を中心として、
①沖合底びき網漁業の操業・漁場環境データを自動収集するとともに、漁獲物の画像からAIによって魚種・サイズを自動計測し、データを蓄積
②収集したデータから漁獲成績報告書を自動作成するとともに、海洋環境予測モデルを用いたAIによる漁場予測を実施するシステムを開発し、漁業者の労働負担の軽減や操業の最適化による経営基盤の強化等を図る取組を実施中。

IQ方式による資源管理

令和5年度までに、TAC魚種を主な漁獲対象とする大臣許可漁業(沖合漁業を含む。)については、IQ管理を原則導入することとしている。大中型まき網漁業では、他の大臣許可漁業に先行して導入が進められている。



大中型まき網漁業の北部太平洋のサバ類について、今年度からIQ管理を導入。

37

遠洋漁業 <課題と取組状況>

【課題】

- 海外漁場における操業に持続的に対応できる漁業経営体に向けて、海外漁場を確保するとともに、従来の操業体制にとらわれない新たな操業形態の検討、他漁業種類との兼業、販路の多様性の確保等が必要である。
- 国際資源の管理措置として求められる各種の国際ルールに的確に対応できる漁業者を育成することや、漁獲物の需要拡大に向けた販路拡大策を検討することが必要である。

【もうかる漁業創設支援事業の事例】

取組内容

●兼業による安定的な収益確保

サンマの不漁が深刻化する中、資源が安定し高価格のミナミマグロを兼業することで、安定的な収益確保のモデルとなる。また乗組員確保において、まぐろ漁業では長期航海、さんま漁業では短期雇用が課題。両漁業の兼業によって航海期間を短縮しつつ、周年雇用を達成。



(まぐろはえ網漁船)

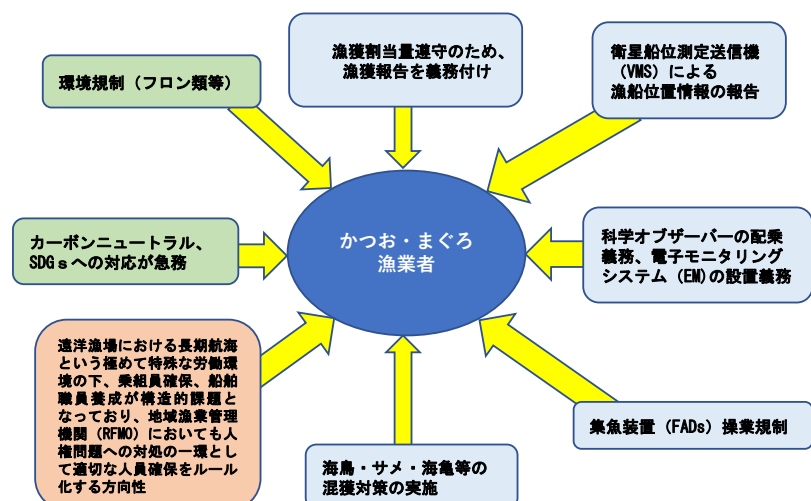


(さんま棒受網漁船)

見込まれる効果

- 特性の異なる2つの漁業の兼業により、資源変動に対して頑健な操業体制を構築する。
- 2年毎に1名以上の新人乗組員の確保を図る。

【かつお・まぐろ漁業者に求められる取組・遵守事項】



38

●IUU漁業国際行動計画の着実な実施

国際行動計画に基づき、国内漁船がIUU漁業に従事しないよう適切に管理するとともに、EEZ内で行われる漁業について適正な管理・検査等を着実に実施。

●フラグging協定に基づく対応

フラグging協定で定められた旗国の義務の履行のため、漁業法に基づき、公海で操業する国内漁船に対して、適切に漁業許可制度を運用し、IUU漁業を排除。

●違法漁業防止寄港国措置協定

(PSM協定)に基づく対応

PSM協定で定められた寄港国の義務の履行のため、「外国人漁業の規制に関する法律(外規法)」に基づき、IUU漁船リストの非掲載漁船のみに農林水産大臣の寄港許可を発出する等の措置を着実に実施。

●外国為替及び外国貿易法に基づく輸入規制

「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づき、日本に輸入されるマグロ類等に関して事前審査を行い、IUU漁獲物が輸入されないよう措置(RFMOで作成したIUU漁船リストに掲載された漁船や非登録マグロ畜養場からの輸入を禁止)。

●漁業法の改正

密漁対策のため、大臣許可漁業又は知事許可漁業を無許可で営んだ場合の罰則を引き上げ。

●水産流通適正化法制定

特定水産動植物等の国内流通及び輸出入の適正化。

違法漁業防止寄港国措置協定 (PSM協定：Port State Measures Agreement)

- IUU漁船の寄港、漁獲物の陸揚げ禁止等の効果的な寄港国の措置の実施を通じて、IUU漁業を防止しようとする協定。
- 2016年8月に発効。
- 我が国は、2017年に同協定を締結。
- 締約国数は、69カ国(2021年6月現在)。

【協定の概要】

- ・ 入港を希望する船舶が違法な漁業等に従事した十分な証拠(RFMOで採択されたIUUリストに掲載されている等)がある場合、自国の港への入港を拒否。
- ・ 入港した船舶が違法な漁業等に従事した合理的な根拠がある場合、魚類の陸揚げや燃料補給等のために港を使用することを拒否。
- ・ 自国の港に入港した船舶が、IUU漁業等に従事したことがある明白な根拠がある場合、当該船舶を検査。

【PSM協定締約国(青色：締約国)】

